

記入例

様式第1

特定施設設置届出書

年 月 日

高岡市長

殿

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名

電話番号

代表者の氏名等を記入する。
(代表権のない者(例えば工場長等)が届出する場合は、委任状の添付が必要)

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇 〇番地

株式会社〇〇

代表取締役〇〇 〇〇

0766-〇〇-〇〇〇〇

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇 高岡工場		※	特定施設の設置場所を記入する。 (本社等の所在地ではない。)	
工場又は事業場の所在地	高岡市〇〇 〇番地		※	受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容	〇〇の製造		※	施	関係書類を添付する。(備考2参照)
常時使用する従業員数	50人		※	審査結果	
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※	備考	
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
1 ホ 機械プレス	〇〇社 製〇〇 -〇〇	980kN (100t)	1	8 : 3 0	1 7 : 0 0
2 空気圧縮機	〇〇社 製〇〇	7.5kW	3	8 : 3 0	1 7 : 0 0
騒音規制法施行令別表第1で定められている項番号と種類を記載する。(備考1参照)				特定施設の種類が多く、記入できない場合は、別紙としてもよい。	

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

騒音規制法施行令別表第1

- 1 金属加工機械
 - イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
 - ロ 製管機械
 - ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
 - ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤフォーマリングマシン
 - リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
 - ヌ タンブラー
 - ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
- 2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
 - ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
- 6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 7 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ハ 碎木機
 - ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- 8 抄紙機
- 9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）